

白山市地域防災計画

事故災害対策編

白山市防災会議

沿 革

- 平成 1 8 年 4 月 2 8 日 作成
- 平成 2 8 年 3 月 2 4 日 修正
- 令和 4 年 3 月 2 5 日 修正
- 令和 5 年 3 月 2 4 日 修正

白山市地域防災計画（事故災害対策編）目次

事故災害対策編

第1章 海上災害対策計画	1
(総務部、市民生活部、消防本部、警察署、県、海上保安部)	
第1節 海難対策計画	1
第2節 油流出等防除対策計画	4
第2章 鉄道災害対策計画	6
(総務部、企画振興部、市民生活部、消防本部、警察署)	
第1節 基本方針	6
第2節 災害予防対策	6
第3節 災害応急対策	6
第3章 道路災害対策計画	9
(総務部、市民生活部、建設部、消防本部、警察署)	
第1節 基本方針	9
第2節 災害予防対策	9
第3節 災害応急対策	10
第4章 危険物等災害対策計画	13
(総務部、市民生活部、産業部、消防本部、警察署)	
第1節 基本方針	13
第2節 危険物等の定義	13
第3節 災害予防対策	13
第4節 災害応急対策	14
第5章 大規模な火事災害対策計画	18
(総務部、建設部、消防本部、警察署)	
第1節 基本方針	18
第2節 災害予防対策	18
第3節 災害応急対策	19
第4節 災害復旧	21
第6章 林野火災対策計画	22
(総務部、産業部、消防本部、警察署)	
第1節 基本方針	22
第2節 災害予防対策	22
第3節 災害応急対策	24

第1章 海上災害対策計画

担当部局：総務部、市民生活部、消防本部、警察署、県、海上保安部

第1節 海難対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗り上げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の避難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

2 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防策を実施する。

(1) 船舶所有者等（船舶所有者・管理者、占有者等を含む。以下この章について同じ）、漁業協同組合の実施事項

- ① 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- ② 各職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制整備に努める。
- ③ 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ④ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備し自衛消防隊の組織化に努める。

(2) 市、消防機関の実施事項

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- ② 海難発生時における警察署、海上保安部との緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- ③ 各職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備すること。（職員防災マニュアル「事故災害時の職員の動員体制及び行動要領」参照。）
- ④ 海難発生時における応急活動等に関し、警察、海上保安部等と協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- ⑤ 海難発生時の救急・救助・消火等に備え、資機材の整備に努める。
- ⑥ 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

市、消防本部、警察署及び海上保安部等関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

海難発生時の広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めによるほか、次により実施する。

① 実施機関

市、消防本部、船舶所有者等、漁業協同組合、県、海上保安部

② 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

(ア) 海難の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

① 市の災害対策組織

市長は、海難が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

③ 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

(4) 捜索活動

海難船舶の捜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

(5) 救助、救急活動

市は、海難発生時における救助、救急活動について、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

① 遭難船舶を認知した場合、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

- ② 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(6) 消火活動

海上災害時における消火活動は、次により実施する。

- ① 消防本部又は海上保安部は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。
- ② 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- ③ 発災現場以外の市町は、市からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。
- ④ 領海内における船舶等の火災については、昭和43年3月29日海上保安長官と消防長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書」に基づいて対処する。

(7) 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、「一般災害対策編 第3章 第14章 災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等については、市、消防本部、警察署等関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、「一般災害対策編 第3章 第16章 救助・救急活動」及び同「第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより実施する。

(9) 交通規制

海難発生時における交通規制については、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「一般災害対策編 第3章 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事等に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

(11) 広域応援

市及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3章 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

第2節 油流出等防除対策計画

1 基本方針

タンカー等船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

2 災害予防対策

市、消防本部、県等関係機関等は、それぞれ相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を講ずる。

(1) 市

- ① 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- ② 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信施設の整備、充実を図る。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害時に置ける職員の初動体制を整備する。(職員防災マニュアル「事故災害時の職員の動員体制及び行動要領」参照。)

(2) 県

市の流出油等対応要綱等の策定及び必要な資機材の備蓄について指導するとともに、市及び消防等関係機関等が行う予防対策の連絡調整を行う。

(3) 消防機関

- ① 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。
- ② 消火器具の配備
- ③ 油流出事故の予防対策の実施及び科学消火薬剤等の配備
- ④ 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底

3 災害応急対策

(1) 情報通信

市、消防本部、警察署、県及び海上保安部等は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について航行船舶、旅客及び地域住民等への広報を実施する。

- ① 油等大量流出事故災害の状況
- ② 関係機関の災害応急対策に関する情報

- ③ 海上輸送復旧の見通し
- ④ 避難の必要性など地域に与える影響
- ⑤ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

① 市の災害対策組織

市長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要に応じて「一般災害対策編 第3編 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

市は、油流出等の海岸への漂着に対処するため、関係機関と協力の上、環境モニタリング、漂着油の除去等必要な措置を講ずる。

(5) 消火活動

市は、油流出等の海上火災発生時における消火活動については、火災状況等の情報収集に努めるとともに、海上保安部の消火活動に協力する。

(6) 避難措置

油流出等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、「一般災害対策編 第3編 第12章 避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

(8) 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、「一般災害対策編 第3編 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

(9) 応援要請

市は、油流出等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3編 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

(10) 防災ボランティアとの連携

流出油の除去作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れについては、「一般災害対策編 第3章 第31節 ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

第2章 鉄道災害対策計画

担当部局：総務部、企画振興部、市民生活部、消防本部、警察署

第1節 基本方針

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、それぞれ相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 鉄道事業者

- (1) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう運行管理体制の充実に努める。
- (3) 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象の予警報等の情報の収集に努めるとともに、常に施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等災害応急体制の整備に努める。
- (5) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (7) 災害の発生後、徹底的な原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。
- (8) 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずる。

第3節 災害応急対策

1 情報通信

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、消防本部、警察署、鉄道事業者

(2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助、救急活動

鉄道災害時における救助、救急活動については、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」の定めるところによるほか、鉄道事業者は、災害発生直後における救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「一般災害対策編 第3章 第14節 災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、鉄道事業者は、災害発生直後における救護活動を行うとともに、医療救護活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

6 消火活動

(1) 鉄道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する関係機関に対して可能な限り協力する。

(2) 消防本部

- ① 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。
- ② 消防機関の職員は消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」及び同「第20章 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を実施する。

8 交通規制

市及び警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

9 代替交通機関の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努める。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、「本編第4章 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、「一般災害対策編 第3編 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編第3編第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

13 災害復旧

鉄道事業者は、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

第3章 道路災害対策計画

担当部局：総務部、市民生活部、建設部、消防署、警察署

第1節 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

関係機関はそれぞれ相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 市及び道路管理者

- (1) トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、気象の予・警報等の情報の収集、連絡体制の整備を図る。
- (2) 異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (3) 安全性の高い道路整備を計画的に実施するとともに、道路施設の安全確保のために必要な体制の整備を図る。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
(職員防災マニュアル「事故災害時の職員の動員体制及び行動要領」参照。)
- (5) 実践的な防災訓練を実施し、災害発生時の活動手順、消防本部、警察署、県等関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善など必要な措置を講ずる。
- (6) 災害発生時に施設、設備の被害状況を迅速に把握し、速やかな応急復旧対策を実施するため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- (7) 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及、啓発を行う。
- (8) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 警察署

- (1) 道路の交通安全のための情報収集に努め、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知する。
- (2) 被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第3節 災害応急対策

1 情報通信

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

市、道路管理者、消防本部、警察署

(2) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

② 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、道路災害が発生、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 救助、救急活動

道路災害時における救助、救急活動については、「一般災害対策編第3編 第11章 救助、救急活動」の定めるところによるほか、道路管理者は、関係機関による救助、救急活動が円滑に行われるよう可能な限り協力する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「一般災害対策編 第3編 第14節 災害医療及び救急医療」の定めるところによるほか、道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な医療救護活動が行われるよう可能な限り協力する。

6 消火活動

道路災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 市及び道路管理者

市及び道路管理は、道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう可能な限り協力する。

(2) 消防本部

- ① 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。
- ② 消防機関は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市、消防本部、警察署は、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」及び同「第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を実施する。

8 交通規制

警察等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

(2) 市及び道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、「本編第4章 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、「一般災害対策編 第3章 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

市及び消防本部は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3章 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

12 災害復旧

(1) 市及び道路管理者

- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮構物の設置等の応急復旧対策を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を図る。
- ③ 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても緊急点検を行う。
- ④ 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にする。

第4章 危険物等災害対策計画

担当部局：総務部、市民生活部、産業部、消防本部、警察署

第1節 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物の危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 危険物等の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号に規定されているもので、例えば、ガソリン、灯油、軽油、重油などの石油類

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもので、例えば、火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実砲、導火線、煙火等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和25年法律第204号）第2条に規定されているもので、例えば、液化石油ガス（LPG）、アセチレン、液化塩素、圧縮水素など

4 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもので、例えば、毒物（シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウム等）、劇物（アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸等）など

第3節 災害予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止するため、消防本部及び危険物等の貯蔵、取扱事業者がとるべき対応は、次のとおりとする。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の確認が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 危険物災害予防

(1) 消防本部

- ① 消防法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- ② 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(2) 事業者

消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立に努める。

2 火薬類災害予防

(1) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

(2) 事業者

火薬取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育の実施、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立に努める。

3 高圧ガス災害予防

(1) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

(2) 事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などによる自主保安体制の確立に努める。

4 毒物、劇物災害予防

(1) 消防本部

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

(2) 事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危険防止のための教育の実施、毒物、劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立に努める。

第4節 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 事業者

- ① 事業者は、危険物の流出等の事故が発生したときは、直ちに消防、警察へ通報する。
- ② 事業者は、火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき及び災害が発生したとき、直ちに県、警察署及び消防機関等に届け出る。
- ③ 事業者は、高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、直ちに県、警察署及び消防機関等に届け出る。
- ④ 事業者は、毒物、劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危険が生ずる恐れがあるとき、直ちにその旨を石川中央保健福祉センター、警察署及び消防機関等に届け出る。

(2) 市、消防本部、警察署、県等関係機関

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 危険物の種類、性状など人体、環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑥ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

市、消防本部、警察署、県等関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物の種類、性状など人体、環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報

- ⑤ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑥ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ応急点検及び除去、回収の応急処置等を講ずる。

(2) 市、消防本部、道路管理者

危険物等災害時の流出、拡散の防止、環境モニタリング等を実施するとともに、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講ずる。

5 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、「一般災害対策編 第3章第12節 避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助、救急活動

危険物等災害時における救助、救急活動については、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 消火活動

危険物等災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 消防本部

- ① 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消火活動を実施する。
- ② 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(2) 事業者

消防機関の現場到着までの間、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑えるなど、消火活動に努める。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市、消防本部、警察署等関係機関は、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」及び同「第20章 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、火葬等を実施する。

10 交通規制

危険物等災害時における交通規制については、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところによるほか、警察は、危険物等災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

11 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「一般災害対策編 第3章 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

12 広域応援

市は、危険物等災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3章 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

第5章 大規模な火事災害対策計画

担当部局：総務部、建設部、消防本部、警察署

第1節 基本方針

大規模な火事災害により多数の死傷者が発生し、又は発生する恐れがある場合は、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 市、消防本部

(1) 火災に強いまちづくりの推進

公共施設等建築物の耐震、不燃化、空き地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、地下街、ホテル、デパート、病院、事業所等に対して、消防法に基づくスプリングクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適性な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理者に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

- ① 火災予防運動や防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、住民の防火思想の普及、高揚を図る。
- ② 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者対策に対して適切な援助を行うとともに、地域における支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防火予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備えて、防火水槽を配備するとともに、河川水の活用等により、消防水利の確保と多様化に努める。

(8) 消防体制の整備

消防団員の非常招集体制の整備、消火部隊の編成及び適切な運用、消防用機械、資機材の整備、災害時の情報通信手段の確保等に努める。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と連携して実践的な消火、救出、救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、訓練終了後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、消防法第22条の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であるときは、必要に応じて火災警報を発する。

2 県

大規模な火事災害に強いまちづくりの形成、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を推進するとともに、市及び消防機関が実施する各種予防対策について指導助言を行う。

第3節 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報の収集及び通信等については、各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報は迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確、適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は音声告知放送・防災無線・広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項を広報する。

- ① 災害の状況防犯
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報

- ⑤ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

消防等関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所、避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消火活動を実施する。
- (3) 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。
- (4) 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 避難措置

市及び消防等関係機関は、人命の安全を確保するため、「一般災害対策編 第3章 第12節 避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助、救急活動及び医療救護活動等

市及び消防等関係機関は、大規模な火事災害における被災者の救助、救急及び医療救護活動について、「一般災害対策編 第3章 第16節 救助・救急活動」及び「同編第3章 第14節 災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

7 交通規制

大規模な火事災害時における交通規制については、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時において、災害の規模や収集した被害情報から判断して、自衛隊に対して派遣要請が必要とする場合は、「一般災害対策編 第3章 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

9 広域応援

市は、大規模火災の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3章 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。

第4節 災害復旧

市及び県は、大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「一般災害対策編 第4章 災害復旧・復興計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6章 林野火災対策計画

担当部局：総務部、産業部、消防本部、警察署

第1節 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

第2節 災害予防対策

関係機関は、それぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 市は、近畿中国森林管理局、県、消防本部と協力し、次の対策を実施する。

① 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。

イ 入山の許可、届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。

エ 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

② 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

ア 市長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。

エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に充分留意するよう指導する。

③ 消火資機材等の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう「石川県林野火災用空中消火資機材等管理運用要綱（昭和56年2月19日）」に基づき整備点検する。

イ 市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地を選定し、整備を進める。

(2) 林野所有者

自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

① 防火線、防火樹帯の設置

② 自然水利の活用等による防火用水の確保

③ 自己所有林野への入山者に対する防火啓発

- ④ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化
- ⑤ 無断入山者に対する指導
- ⑥ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において森林施業、鉱山採掘、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策に努める。

- ① 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- ② 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備
- ③ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める。

2 林野火災消防計画の策定

市長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(1) 特別警戒実施計画

- ① 特別警戒区域
- ② 特別警戒時期
- ③ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ① 消防分担区域
- ② 出動計画
- ③ 防御鎮圧要領

(3) 資機材整備計画

(4) 防災訓練の実施計画

(5) 啓発運動の推進計画

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

金沢地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに通報する。通報基準は、「一般災害対策編 第3章 第5節 災害予警報の伝達」に基づくものとする。

第3節 災害応急対策

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報の収集及び通信等については、各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報は迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

- (1) 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「一般災害対策編 第3章 第9節 災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ適切に提供する。

- ① 災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は音声告知放送・防災無線・広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項を広報する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 関係機関の応急対策に関する情報
- ⑤ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ⑥ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、林野火災が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、県消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。このため、消防機関の長は必要に応じ自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する。

5 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「一般災害対策編 第3章 第12節 避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 交通規制

警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第3章 第19節 災害警備及び交通規制」の定めるところにより、必要な交通規制を実施する。

7 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、「一般災害対策編 第3章 第11節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、知事に対して自衛隊に災害派遣を要請する。

8 広域応援

市及び消防は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「一般災害対策編 第3章 第1節 初動体制の確立」の定めるところにより、災害時相互応援協定を締結している他の市町及び消防機関並びに県に対して応援を要請する。